令和６年度　認可保育施設 利用調整基準表（基準点）

＜基準点の考え方＞
・申込締切日までに提出された書類等により審査します。
・申込締切日までに必要添付書類が未提出の場合は、選考対象外とします。（受付できません。）
・同一の保護者が複数の類型に該当する場合は、高い点数を適用します。
・父母で基準点が異なる場合は、低い点数を適用します。
・父母の基準点が同点で、類型が異なる場合は優先段階２の順位を適用とします。
・転園の申し込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

類型		番号	基準要件		基準点
A	居宅内外で労働することを常態としている				
	居宅内外労働 （就労内定等含む）	1	外勤 居宅内外自営 農業等	月１５０時間以上の就労を常態	20
		2		月１２０時間以上の就労を常態	19
		3		月１００時間以上の就労を常態	18
		4		月８０時間以上の就労を常態	17
		5		月６４時間以上の就労を常態	16
		6		内職	13
B	求職	7	求職活動により家庭保育が困難な場合		12
C	妊娠・出産　※1	8	出産又は出産の準備・休養を要する期間 （ただし、出産予定月の前後２か月を含む計５か月以内とする）		14
D	疾病・負傷	9	１か月以上の入院又は入院見込みの場合		20
		10	居宅内療養 （１か月以上）	安静を要する自宅療養が必要と診断され日常生活に支障をきたしている場合	16
		11		上記以外で通院加療が必要な場合	14
E	障がい	12	身体障害者手帳１～２級、精神障害者保健福祉手帳１～２級、身体障害者手帳（聴覚障害等級２～３級）、療育手帳Ａの交付を受けていて家庭保育が困難な場合		20
		13	身体障害者手帳３級、精神障害者保健福祉手帳３級、身体障害者手帳（聴覚障害等級４級）、療育手帳Ｂの交付を受けていて家庭保育が困難な場合		18
		14	身体障害者手帳４級の交付を受けていて家庭保育が困難な場合		16
F	親族の 介護・看護	15	身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ、要介護５～４の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		18
		16	身体障害者手帳３級、療育手帳Ｂ、要介護３～２の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		17
		17	上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合		15
G	災害	18	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合		20
H	就学 （就学内定含む）	19	就職に必要な技能習得のために、職業訓練学校、専門学校、大学等に通っている（通信含む）場合　※2		18
I	不存在	20	死亡、行方不明、拘禁等のため不存在の場合		20
J	児童虐待・ＤＶ	21	児童虐待・ＤＶが行われている又は再び行われるおそれがあると認められる場合		20
K	その他	22	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		20
L	希望する保育施設に上の子が在園中に下の子を出産				
	在園児下の子 （優先入園）※3	23	下の子の育児休業を取得し、育児休業の該当児童である下の子が１歳６か月になる日の当月までに育児休業を終了して復職するため、復職・入園申込をする場合		特
		24	育児休業の制度がない職場等で、育児休業の該当児童になり得る下の子が生後６か月になる日の翌月までに復職するため、入園申込をする場合		
		25	２歳児までを預かる事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）に在籍している下の子が、受託年齢満了（卒園）により入園申込をする場合		

※1 基本的には一時預かり事業（一時保育）での対応を優先しています。
※2 研修医の場合は、類型Ａ「居宅内外労働」と同じ扱いとなります。
※3 在園児の住所地が浜松市内の場合に限ります。

認可保育施設 利用調整基準表（調整点）

＜調整点の考え方＞
・番号の1から21までに該当する調整要件を調整点として、基準点に加点・減点します。
・同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		調整点	備考
1	世帯の状況	児童相談所から保育の必要性を求める通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	3	
		家庭児童相談室から保育の必要性を求める通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	2	
		生活保護世帯の場合	2	
2	ひとり親世帯の状況	親族等が同地番（２世帯住宅含む）に居ない場合	5	
		親族等が同地番（２世帯住宅含む）に居る場合	3	
3	父母のどちらかの１か月間の就労日数	月２０日以上の就労	3	※1
		月１６日以上２０日未満の就労	2	
		月１２日以上１６日未満の就労	1	
4	父母のどちらかが単身赴任	国外	2	※2
		国内	1	
5	基準点が「就学」で、通信制大学・通信教育（スクーリング必須）の学生の場合		−5	
6	市内の保育施設又は幼稚園に就労する場合（保育士・保育教諭・幼稚園教諭・園務員等）		4	※3
7	父母のどちらかが「身体障害者手帳３級以上」、「精神障害者保健福祉手帳３級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級４級以上）」、「療育手帳Ａ・Ｂ」の交付を受けている場合		2	※4
8	同地番（２世帯住宅含む）の親族内に「身体障害者手帳３級以上」、「精神障害者保健福祉手帳３級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級４級以上）」、「療育手帳Ａ・Ｂ」の所持者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合又は同地番（２世帯住宅含む）の親族内に「要介護２以上」の認定者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合		2	※5
9	申込児童が、「身体障害者手帳３級以上」、「精神障害者保健福祉手帳３級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級４級以上）」、「療育手帳Ａ・Ｂ」の交付を受けている場合		2	※6
10	申込児童が集団保育の必要があると医師や専門家の所見がある場合		2	※7
11	申込児童の保育状況	保育施設に入れないことを理由に、浜松市外の親族に預けている場合	1	※8
		認証保育所、認可外保育施設（院内・事業所内保育施設を除く）、企業主導型保育事業（地域枠）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	2	※9
		２歳児までを預かる事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）又は企業主導型保育事業（従業員枠）に預けていることを常態とし、受託年齢満了（卒園）により入園申込をする場合（市外施設を含む）	2	
		事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）又は企業主導型保育事業（従業員枠）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	1	
		認定こども園（幼稚園機能）に在籍しており、同一施設の保育所機能のみへ入園申込をする場合	2	※10
		保護者が危険なもの（通常、家庭には存在しない危険物）を扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者がなくやむを得ず職場に連れて行く場合	1	
12	同一世帯における同時申込児童数	３人以上（多胎児含む）	2	
		２人（多胎児含む）	1	
13	下の子の出産（又は育児休業取得）時に一度退園した児童を再入園させる場合		7	※11
14	申込児童以外のきょうだいが、「身体障害者手帳３級以上」、「精神障害者保健福祉手帳３級以上」、「聴覚障害者手帳４級以上」、「療育手帳Ａ・Ｂ」の交付を受けている場合		2	※6
15	申込児童以外のきょうだいが、申込希望先の保育施設以外の幼稚園に通っている又は通わせる場合		−1	※12
16	きょうだいを同時期に入園申込しない	申込児童以外のきょうだいを同地番（２世帯住宅含む）の親族等に預ける場合	−3	
		申込児童以外のきょうだいを上記以外の親族等に預ける場合	−2	
17	入園申込を継続しているにもかかわらず、希望月から６か月以上にわたって待機中の場合（６か月毎に１点加算、最長２年とする）		2〜5	※13
18	育児休業を取得して復職する場合		3	※14
19	正当な理由なく希望する保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たす様な行為を行った場合（同一年度内の入園申込期間中に限る）		−7	
20	申込児童の住所地が浜松市外の場合（転入予定者を除く）		−10	
21	希望する保育施設に入所できない時に育児休業の延長も許容できる場合、利用調整基準点を０点とする			※15

≪調整点の備考≫

※1　父母のどちらも基準点の類型が「A 居宅内外労働」に該当する場合は、就労日数の少ない方の就労日数を適用します。

※2　祖父母が同地番（２世帯住宅含む）に居ない場合が条件となります。

※3　待機児童対策及び継続的な教育・保育環境を確保するため、保育施設及び幼稚園職員確保のため行います。
「就労証明書」の記載内容により勤務の事実が確認できる場合に適用とします。ただし、転園の申込みをする場合は適用しません。

※4　「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。

※5　父母のどちらも基準点の類型が「F 親族の介護・看護」以外の場合で、「障害者手帳等証明資料の写し」及び「申立書」が提出されていることが条件となります。
ただし、申込児童又は父母は適用しません。

※6　「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。

※7　「診断書」又は「意見書」が提出されていることが条件となります。

※8　「保育状況申告書」及び「現在保育を行っている方の身分証明書の写し（住所地が分かるもの）」が提出されていることが条件となります。ただし、育児休業中の場合は適用しません。

※9　認証保育所、認可外保育施設、事業所内保育事業、企業主導型保育事業に預けている方は、「保育状況申告書」及び「入所契約書の写し」又は「在籍（入園予定）証明書」が提出されていることが条件となります。「入所契約書の写し」が無い場合は、当該施設を利用していることが分かる書類の提出が必要となります。ただし、育児休業中の場合は適用しません。

※10　在籍している認定こども園の保育所機能のみを希望する場合に適用します。複数の保育施設を希望する場合は適用しません。また、入園希望月の前月１日時点で当該認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。ただし、４月１日の入園希望者に限り、前年１１月１日時点で認定こども園（幼稚園機能）に在籍していることが条件となります。

※11　退園した児童及び出産（又は育児休業取得）時の該当児童が適用となります。

※12　「在籍（入園予定）証明書」が提出され、当該幼稚園の長期休暇中の開園が確認できる場合は適用しません。

※13　「就労証明書等」がすべて提出されている場合に適用します。
ただし、育児休業、求職、就労内定の期間中は適用しません。

※14　復職月に入園申込みすることが条件となります。ただし、４月１日の入園希望者に限り、前年１１月～同年３月中に復職するため、入園申込みする場合は適用します。
調整点番号１１「申込児童の保育状況」にも該当する場合は、調整点番号１８「育児休業を取得して復職する場合」のみ適用となります。
ただし、保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合は適用しません。

※15　「保育施設利用申込補助票①」において、【育児休業延長希望】を選択した場合に適用します。

≪認可保育施設利用調整基準表の考え方≫

・「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」が高い順に入園内定を行います。
・「利用調整基準点」が同一点数の場合、以下の優先段階により第１段階から順に判断します。

優先段階	内　容
第１段階	基準点の高い世帯
第２段階	基準点が同点の場合は下記順位を適用 ①災害　②不存在　③児童虐待・ＤＶ　④疾病・負傷　⑤障がい　⑥居宅内外労働 ⑦親族の介護・看護　⑧就学　⑨求職　⑩妊娠・出産
第３段階	ひとり親家庭 （親族等が同地番（２世帯住宅含む）に居る場合より居ない場合を優先）
第４段階	養育している小学校３年生以下の子どもの人数が多い世帯
第５段階	利用者負担の階層低位順（当該年度の４月から８月分） （階層が同一の場合は算定市民税額の低い順）
第６段階	希望する保育施設の希望順位が高位順
第７段階	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童